

# 福岡県公報

令和二年四月二十一日  
第九十六号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第三百九十九号・四百号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部改正について (林業振興課) ……………一

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部改正について (林業振興課) ……………三

選挙管理委員会

○長が不在者投票となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………五

再 掲

○福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を

改正する訓令 (人事課) ……………五

正 誤

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程(令和元年福岡県災

害対策本部規程第一号) 中正誤 ……………五

## 告 示

福岡県告示第三百九十九号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)

の一部を次のように改正する。

別表二を次のように改める。

別表2 特定森林再生事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件	
森林緊急造成	人工造林	(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 ただし、事業主体が市町村及び森林整備法人等の場合は、当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
	荒廃竹林整備				
	森林作業道整備				
	被害森林整備				
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					
枝打ち					
除伐					
保育間伐					
更新伐					
付帯施設等整備					
鳥獣害防止施設等整備					
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
森林保全再生整備					
重要インフラ施設周辺森林整備	人工造林	(ア) 市町村（自ら所有する森林以外で、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林以外で、地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 ただし、事業主体が市町村及び森林整備法人等の場合は、当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知、以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。 松くい虫被害対策の実施についてに基づき樹種転換を行う事業とする。
	衛生伐				
	松林保護樹林帯造成				
	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
	林床保全整備				
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					

(備考) この表で使用使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用使用する用語の例による。

## 附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、令和二年度分の補助金から適用する。

## 福岡県告示第四百号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月二十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。  
別表三を次のように改める。

別表3 特定森林再生事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	交付金の額	事業の実施要件	
森林緊急造成	人工造林	(ア) 市町村（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分取林契約解除等により公有林化した森林で実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 ただし、事業主体が市町村及び森林整備法人等の場合は、当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	付帯施設等整備				
	鳥獣害防止施設等整備				
	林内作業場及び林内かん水施設整備				
	林床保全整備				
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
被害森林整備	人工造林	(ア) 市町村（自ら所有する森林で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、市町村及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備、森林作業道整備及び森林保全再生整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
鳥獣害防止施設等整備					
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
森林保全再生整備					
重要インフラ施設周辺森林整備	人工造林	(ア) 市町村（自ら所有する森林以外で、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。） (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林以外で、地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合に限る。）	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント。 ただし、事業主体が市町村及び森林整備法人等の場合は、当該事業に要した経費について、知事が査定した額の50パーセント。	森林環境保全整備事業計画に基づき行う事業とする。
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	枝打ち				
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	付帯施設等整備				
鳥獣害防止施設等整備					
林内作業場及び林内かん水施設整備					
林床保全整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					
保全松林緊急保護整備	保全松林健全化整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）、民間事業者とする。	1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（付帯施設等整備及び森林作業道整備を除く。）	当該事業に要した標準経費の70パーセント	農山漁村地域整備計画に基づき行う事業とし、松くい虫被害対策の実施について（平成9年4月7日9林野造第105号林野庁長官通知。以下同じ。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。
	衛生伐				
	松林保護樹林帯造成				
	人工造林				
	樹下植栽等				
	下刈り				
	雪起こし				
	倒木起こし				
	除伐				
	保育間伐				
更新伐					
付帯施設等整備					
鳥獣害防止施設等整備					
荒廃竹林整備					
森林作業道整備					

（備考） この表で使用する用語の意義は、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用している用語の例による。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、令和二年度分の交付金から適用する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院（行橋市）の表中

医療法人財団池友会新行橋病院	〃	道場寺一四二番地	を
新行橋病院	〃	道場寺一四二	に改める。
大原病院介護医療院	〃	宮市町二一五	

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第八号の二

本庁

出先機関

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県の知事部局の職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成十年三月福岡県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症まん延防止のため行う休憩時間の変更）

第十二条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延を防止するために行う職員の休憩時間の変更については、総務部長が別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

正誤

1 ・ 12 ・ 6				発行年月日	
61 増刊①				番 公 号 報	
雑 報				種 類	
福岡県災害対策本部規程 第一号				番 同 号 上	
3		2		ペー ジ	
				上	欄
○	○	○	○	下	
4	3	6	5	行	
				備 考	
一〇 三	一〇 二	水資源対策班。	水資源対策班。	正	
十・ 三	十・ 二	水資源対策課。	水資源対策課。	誤	